

白川阿哲鉱山に対して嚴重注意を行いました

令和3年2月26日
中国四国産業保安監督部

中国四国産業保安監督部は、白川阿哲鉱山の鉱業権者である株式会社白川マイニング（法人番号：4260001019167）に対し、同鉱山において発生した埋没による死亡災害に関し、同鉱山が鉱山保安法令に違反していたことを確認しましたので、保安の確保に万全を期すよう、嚴重注意を行いました。

- 1.令和元年11月15日、岡山県新見市に所在する白川阿哲鉱山（鉱種：石灰石）において、立坑下シュート開口部付近において、鉱石の詰まり解消作業中にシュート上部に滞留していた鉱石が崩落、同箇所にて作業中であつた鉱山労働者が崩落石とともにシュート内に墜落し、埋没・死亡に至りました。
- 2.本災害について当部が立入検査を実施した結果、保安の確保に関し、次の鉱山保安法令違反が確認されました。
 - ①立坑下シュート部分において、シュートに墜落する危険性が認識されていたにもかかわらず、シュート口への墜落を防止するための手すり、さく囲等の必要な保安設備の設置を講じていなかった。
（鉱山保安法第12条及び鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令第3条第1号）
 - ②保安規程に定めた保安確保措置の確認、評価、見直しが行われておらず、災害発生箇所における改善措置に繋がらなかった。
（鉱山保安法第21条）
- 3.このため、当部は白川阿哲鉱山に対し嚴重注意を行うとともに、今後、同種災害が発生しないよう再発防止対策の確実な実施及び保安の確保のために万全の措置を講じるよう求めました。

本件に関する問い合わせ先
中国四国産業保安監督部鉱山保安課
電話：082-224-5755
FAX：082-224-5699